

# 鳥取県政 111

小中学生向けに鳥取県の取組を紹介しています。

## 子育て王国とっとり条例について学ぼう

### 子育て王国とっとり条例をつかったよ！

#### 子育て王国とっとり条例って何？

まず条例とは、県が決めることができる一番大きなルールのことだよ。

鳥取県はこれまでも、子どもを安心して産み育てることができる社会、子育てするなら鳥取県と言われる地域を目指して、子育てを応援するいろいろな取組をしてきたんだ。鳥取県内でも、県民ひとりひとりや、地域全体で子育てを応援したいという気持ちが高まってきているよ。

条例を作ることで、鳥取県がこれまで以上に子育てしやすい環境づくりに取り組んでいくという強い意志や、これから取り組んでいきたいと考えている内容について、県民みんなへ伝えることができるんだ。



### 子育て王国とっとり条例ではどんなことが決めてあるの？

条例の目的として、鳥取県やみんなが住んでいる市町村、お父さんやお母さんが働いている会社、鳥取県に住んでいる人たちが、みんなで協力し合って、子育てを応援していくということが決めてあるんだ。

条例の基本的な考え方として、次のことが決めてあるよ。

- ①すべての子どもと子どもを産み、育てる人が、必要な時に、必要な支援（手助け）を受けられる環境を目指すこと
- ②みんなで役割分担をして、子育てを応援していくこと
- ③個人の価値観を大事にすること
- ④地域の良いところを十分生かすこと

この4つの考え方を基本に、子育て支援に取り組んでいくよ。

### 役割分担って具体的にどんなことをするの？

条例の中には、目標を実現するために、それぞれがどんな役割を果たしたら良いのかが決められているよ。

たとえば、  
**県・市町村は**・・・子育て支援の取組を推進したり、子育て支援に取り組む人材の確保・育成を行います。  
**保護者は**・・・

子どもを大切に、生きる力を身につけさせ、心身共に健やかに成長できるように努めます。  
**子育て支援団体は**・・・専門的な知識と経験を生かして、子育て支援を積極的に行います。  
**事業主（会社）は**・・・

仕事と家庭生活の両立ができるよう、働く環境を整えていきます。  
**県民ひとりひとりは**・・・子どもや子育てに関心を高め、地域の子育て支援に協力します。



## 「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」

この「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」は、鳥取県内で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、学びの質を高めながら心豊かに成長していくことができるよう、学校・家庭・地域を挙げていじめの問題に取り組んでいくための基本的な理念や内容について示したものです。この基本方針は、どなたにも読みやすい文量、平易な表現とし、次のような内容を示しています。ここでは紙面の都合上一部分のみ紹介します。（全文は鳥取県教育委員会のホームページに掲載しています）

### 【Ⅱ いじめに対する基本的な認識】より

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切です。
- いじめの防止や解決は、学校だけでなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切です。

### 【Ⅲ いじめの防止等に関する方針等】より

#### 1 鳥取県における取組

- いじめの防止等に関係する県内の機関及び団体の連携を図るために設置する「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」の機能を活かすことにより、本県におけるいじめの防止等に向けた取組を推進します。
- 児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。

#### 2 学校における取組

- 各学校においては、「〇〇学校いじめ防止基本方針（仮称）」を策定

- し、年間を通じた総合的ないじめの防止等のための計画等を作成し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。
- 各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」等を中心に、学校を挙げていじめの防止等に取り組みます。
- いじめに直面したときに、適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。
- 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような自主的な取組を推進します。

#### 3 家庭における取組

- 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めます。
- 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。
- 保護者は、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めます。



## いじめなどに関する相談窓口

● 次の機関でもいじめの相談を受け付けています ●

こどもいじめ人権相談窓口 ☎ 0857-29-2115 ✉ ijime-soudan@pref.tottori.jp	毎日24時間	ヤングテレホンメール（県警察本部少年課） ☎ 0857-29-0808 ✉ youngmail@pref.tottori.jp	月～金 8:30～17:15 メール受付は 毎日24時間
子どもの人権110番（法務省・鳥取県地方方法務局） ☎ 0120-007-110 ☎ 0857-27-3751	月～金 8:30～17:15	こども電話相談（児童相談所） （中央・鳥取）☎ 0857-29-5460 （倉吉）☎ 0858-22-4152 （米子）☎ 0859-33-2020	月～金 8:30～17:00
教育センター ☎ 0857-31-3956	月～金 8:30～17:15	● 一般的な教育相談 ●	● 体罰など、いじめや不登校以外の相談は ●
		小中学校課 ☎ 0857-26-7930 高等学校課 ☎ 0857-26-7540 特別支援教育課 ☎ 0857-26-7810	月～金 8:30～17:15



## 子どものスポーツ活動ガイドラインを策定しました

夢や目標を持ち、主体的にスポーツ活動に取り組む子どもたちをめざし、子どもたちのスポーツ活動に携わるすべての指導者、保護者等の関係者が自らの指導のあり方や関わり方を見直し、改善するための指針として策定しました。

子どもたちのスポーツ活動における指導のあり方や運営方法などについて、現在の活動を振り返っていただき、改善すべき点については見直していただくなど、積極的に活用してください。

こんな時に  
利用できます！  
※リーフレットも用意してあります。  
必要なときは連絡をして下さい。

**学校** 運動部活動顧問、外部指導者の方は必ず読んでください。

**保護者** スポーツ少年団等の会合や研修会で利用ください。

**スポーツ指導者** 自分の指導の振り返り⇒セルフチェックを活用ください。

**市町村教育委員会** スポーツ少年団、スポーツ推進委員の研修会等で利用ください。

※各種学校、スポーツ少年団、市町村教育委員会に配布しています。  
また、下記HPに掲載しています。とりネット内 体育保健課ホームページをご覧ください。

